毎週　火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

	所管課（室）名
◎ 訓　令	
○長崎県電子署名規程の一部改正	総務文書課
◎ 告　示	
・一般競争入札の参加者の資格等（２件）	情報システム課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（２件）	障害福祉課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（２件）	〃
・令和２年度長崎県労働条件等実態調査の実施	雇用労働政策課
・道路の区域変更（２件）	道路維持課
・道路の供用開始（２件）	〃
・一般競争入札の参加者の資格等	物品管理室
◎ 公　告	
・一般競争入札の実施（２件）	情報システム課
・大規模小売店舗の変更事項届出（８件）	経営支援課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	〃
・肥料登録の有効期間の更新	農業経営課
・土地改良区の役員の就退任	農村整備課
・土地改良区の定款変更の認可（３件）	〃
・県営土地改良事業変更計画の決定	〃
・採石業務管理者試験	監理課
・一般競争入札の実施	物品管理室
◎ 正　誤	
○令和２年３月31日付長崎県公報号外(6)中	税務課
○令和２年３月31日付け長崎県公報第10910号中	建設企画課

訓　　令

長崎県訓令第11号

本　　庁
地方機関

長崎県電子署名規程（平成14年長崎県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表（第４条関係） 番号 / 職名又は組織名等 / 鍵情報等管守者 １～９　略 10 / 支所長 / 五島振興局上五島支所長 11～13　略	別表（第４条関係） 番号 / 職名又は組織名等 / 鍵情報等管守者 １～９　略 10～12　略

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

告　　示

長崎県告示第548号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　借入物品の名称及び数量

テレワーク対応パソコン　600台

２　競争入札に参加することができない者

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

⑶　この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

⑷　競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

⑸　営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

⑹　原則として１年以上の営業実績を有しない者

３　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

⑴　申請の時期

この告示の日から令和２年８月28日までとする。

⑵　申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から⑸に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

⑶　申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。

ア　法人にあっては、次の㋐及び㋑

㋐　登記簿謄本

㋑　前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ　個人にあっては、次の㋐、㋑及び㋒

㋐　本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

㋑　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

㋒　前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ　県税に関し未納がないことを証する証明書
エ　消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
オ　営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
カ　印鑑届（様式第２号）
キ　口座振替申込書（様式第３号）
ク　取扱品目明細書（様式第４号）
ケ　代理店、特約店等の契約明細書（様式第５号）
コ　物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第９号）
サ　指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）
シ　その他知事が必要と認める書類

⑷　申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

⑸　申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850－8570長崎市尾上町３－１
〔名称〕長崎県出納局物品管理室
〔電話〕095－895－2884
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕https://treasury.pref.nagasaki.jp/

４　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第６号）により通知（郵送）する。

５　指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第９号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人及び同条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第２条第１項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第１条第１項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。

６　３の⑵、３の⑶のカからサまで、４及び５に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

７　資格の有効期間及び更新手続

⑴　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和４年９月30日までとする。

⑵　有効期間の更新手続

⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和４年７月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

８　資格の取消し等

⑴　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑴又は⑶に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

⑵　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑵に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

⑶　資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第549号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　競争入札に付する事項

業務番号：02電庁委第９号

業 務 名：電子申請システム等サーバ更新業務委託

２　競争入札に参加することができない者

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

⑶　競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

⑷　営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

⑸　原則として１年以上の営業実績を有しない者

⑹　この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

⑺　この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

３　競争入札参加者の資格及び審査

⑴　競争入札参加者の資格は、令第167条の５第１項及び第167条の５の２に定める要件に基づき、⑵に掲げる事項について審査し決定する。

⑵　審査事項

審査事項は、以下のアからオまでとし、その対象とする区切り又は期間は、４の資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度（以下「基準年度」という。）及び前々事業年度とする。

ア　年間売上高

イ　従業員数　基準日の前日現在の従業員数

ウ　営業年数　基準日の前日までの営業年数

エ　財務比率　基準年度末日現在における次に掲げる各比率

㋐　売上高当期利益率

㋑　固定長期適合率

㋒　流動比率

オ　その他知事が特に必要と認める事項

㋐　技術職員体制

㋑　同種の契約実績

４　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

⑴　申請の時期

この告示の日から令和２年９月９日までの間（県の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

⑵　申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から⑸に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県ホームページの入札情報（情報システム課発注分）から入手することもできる。

⑶　申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。

なお、一般競争入札の参加者の資格等（平成25年告示第325号）による長崎県総務部情報システム課が発注する情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有している者で、１に掲げる競争入札に参加しようとする者は、一部を除き、添付書類を省略できるものとする。

ア　法人にあっては、次の㋐及び㋑

㋐　登記簿謄本

㋑　前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ　個人にあっては、次の㋐、㋑、㋒及び㋓

㋐　本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

㋑　所在地の市町村長が発行する住民票

㋒　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

㋓　前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ　県税に関し未納がないことを証する証明書

エ　消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ　営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ　印鑑届（様式第２号）

キ　口座振替申込書（様式第３号）

ク　入札参加に係る指名停止に関する誓約書（様式第６号）

⑷　申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

⑸　申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850－8570 長崎市尾上町３番１号

〔名称〕長崎県総務部情報システム課　電子県庁推進班

〔電話〕095－895－2235

５　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第４号）により通知（郵送）する。

６　指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第９号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人及び同条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第２条第１項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第１条第１項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第７号）を提出しなければならない。

７　資格の有効範囲

入札参加資格は、当該入札でのみ有効とする。

８　資格審査申請書事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第５号）を提出しなければならない。

⑴　商号又は名称

⑵　所在地

⑶　代表者

⑷　資本金（法人の場合）
⑸　使用印鑑
⑹　委任事項
⑺　金融機関取引口座
⑻　電話番号

９　資格の取消し等

⑴　競争入札参加者の資格を有する者が、２の⑴、⑵、⑺又は⑻に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

⑵　資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第550号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

指定医療機関の名称	所　在　地	指定年月日
おおはま調剤薬局	長崎市大浜町1546番地６	令和２年７月１日
はくあい堂くちのつ薬局	南島原市口之津町甲2159番15	令和２年８月１日

長崎県告示第551号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

指定医療機関の名称	所　在　地	指定年月日
訪問看護事業所あんじん	平戸市戸石川町491番地６	令和２年８月１日

長崎県告示第552号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

指定医療機関の名称	所　在　地	更新年月日
古川薬局	長崎市油屋町４番３号	令和２年８月１日
めぐみ調剤薬局　住吉店	長崎市住吉町３－11 サンシャイン住吉102号	令和２年８月１日
さわせ薬局	長崎市岩屋町23-10	令和２年８月１日

長崎県告示第553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業所等）として次のとおり指定を更新した。

指定医療機関の名称	所　在　地	更新年月日
訪問看護ステーションさくら	長崎市界１丁目９番２号	令和２年８月１日

長崎県告示第554号

令和２年度長崎県労働条件等実態調査の実施に当たり、長崎県統計調査条例（昭和26年長崎県条例第12号）第２条第２項の規定により次のとおり告示する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　調査の目的

本調査は、長崎県内の民営事業所における労働者の労働条件等の実態を把握し、労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

２　調査の範囲

⑴　地域的範囲

長崎県全域

⑵　属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する常用労働者を５人以上雇用している民営事業所

ア　建設業
イ　製造業
ウ　電気・ガス・熱供給・水道業
エ　情報通信業
オ　運輸業，郵便業
カ　卸売業，小売業
キ　金融業，保険業
ク　不動産業，物品賃貸業
ケ　学術研究，専門・技術サービス業
コ　宿泊業，飲食サービス業
サ　生活関連サービス業，娯楽業
シ　教育，学習支援業
ス　医療，福祉
セ　複合サービス事業
ソ　サービス業（他に分類されないもの）

３　調査対象

⑴　数

1,300事業所

⑵　選定の方法

事業所母集団データベースによる事業所名簿を母集団とし、産業別及び規模別に層化無作為抽出により選定する。

４　調査事項及び基準となる期日

⑴　調査事項

ア　事業所の概況
イ　雇用と取組
ウ　ワーク・ライフ・バランス
エ　労働時間
オ　育児休業制度・介護休業制度

カ　子の看護休暇制度・介護休暇制度
キ　高年齢者の雇用状況
⑵　基準となる期日
令和２年６月30日現在
５　調査方法
郵送による自計方式

長崎県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

道路の種類　主要地方道
路　線　名　佐々鹿町江迎線
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　考
佐世保市小佐々町臼ノ浦73番１地先から 佐世保市小佐々町臼ノ浦73番１地先まで	前	12.4～14.9	76.0	
	後	12.6～15.2	76.0	

長崎県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

道路の種類　主要地方道
路　線　名　佐々鹿町江迎線
道路の区域

区　　間	区域変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　考
佐世保市小佐々町臼ノ浦73番１地先から 佐世保市小佐々町臼ノ浦73番１地先まで	前	10.2～14.7	53.8	
	後	12.6～15.7	53.8	

長崎県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 383号	平戸市宝亀町字中田1429番１地先から 平戸市宝亀町字中田1433番１地先まで	令和２年８月７日

長崎県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 383号	平戸市宝亀町字宮崎1142番１地先から 平戸市宝亀町字宮崎1142番２地先まで	令和２年８月７日

長崎県告示第559号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

①　２入札第90号　　サージカルマスク①　　1,500,000枚
②　２入札第91号　　サージカルマスク②　　1,000,000枚
③　２入札第92号　　サージカルマスク③　　1,500,000枚
④　２入札第93号　　サージカルマスク④　　1,500,000枚

２　競争入札に参加することができない者

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しないものである。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

⑶　この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

⑷　競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

⑸　営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

⑹　原則として１年以上の営業実績を有しない者

３　入札を希望する者の資格審査申請の方法等

⑴　申請の時期

この告示の日から令和２年８月21日までとする。

⑵　申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から⑸に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

⑶　申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。

ア　法人にあっては、次の(ｱ)及び(ｲ)
(ｱ)　登記簿謄本
(ｲ)　前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
イ　個人にあっては、次の(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)
(ｱ)　本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
(ｲ)　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
(ｳ)　前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
ウ　県税に関し未納がないことを証する証明書
エ　消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
【注】上記「ウ」「エ」について
新型コロナウィルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。
○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については　月　日現在の未納額はありません。の記載があるもの。
○国税：「徴収猶予許可通知書」
オ　営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
カ　印鑑届（様式第２号）
キ　口座振替申込書（様式第３号）
ク　取扱品目明細書（様式第４号）
ケ　代理店、特約店等の契約明細書（様式第５号）
コ　物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第９号）
サ　指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）
シ　その他知事が必要と認める書類
⑷　申請書等の作成に用いる言語
ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
⑸　申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
〔住所〕〒850－8570長崎市尾上町３－１
〔名称〕長崎県出納局物品管理室
〔電話〕095－895－2884
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕https://treasury.pref.nagasaki.jp/
４　資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第６号）により通知（郵送）する。
５　指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第９号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人及び同条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第２条第１項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第１条第１項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。
６　３の⑵、３の⑶のカからサまで、４及び５に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎

県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7　資格の有効期間及び更新手続

⑴　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和４年９月30日までとする。

⑵　有効期間の更新手続

⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和４年７月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8　資格の取消し等

⑴　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑴又は⑶に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

⑵　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑵に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

⑶　資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公　　告

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

1　一般競争入札に付する事項

⑴　借入物品及び数量

テレワーク対応パソコン　600台

⑵　借入物品の特質等

入札説明書による。

⑶　借入期間

令和３年１月１日から令和７年９月30日まで（57月））

⑷　納入場所

入札説明書による。

⑸　入札の方法

前記⑴の物件を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑶　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。

⑷　この公告の日から９の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

⑸　この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3　入札参加資格を得るための申請の方法等

前記２の⑶に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850－8570長崎市尾上町３番１号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和２年８月28日

4　入札参加条件

⑴　この入札に参加を希望する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、期限内に提出しなければならない。また、５の部局から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札者の作成した機能証明書は５の部局において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

⑵　機能証明書の提出期限

令和２年９月９日（水）午後５時00分まで

5　当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850－8570長崎市尾上町３番１号

（名称）長崎県総務部情報システム課

（電話）095－895-2233

6　契約条項を示す場所

５の部局等とする。

7　入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和２年９月９日までの間（県の休日を除く。）

（場所）５の部局とする。また、長崎県総務部情報システム課のホームページから入手可能である。

長崎県総務部情報システム課ホームページ：http://www.pref.nagasaki.jp/section/josei/

8　入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9　入札書の提出場所及び受領期限等

（提出場所）長崎県総務部情報システム課（情報基盤班）

（受領期限）令和２年９月17日（木）　午後５時00分

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）で行う。

10　開札の日時及び場所

（日時）令和２年９月18日（金）　午前10時00分開始

（場所）長崎県庁　３階　306会議室（長崎市尾上町３番１号）

開札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に５の部局等に確認すること。

11　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

免除する。

⑵　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の３段

階に区分し判断すること。
a　2,000万円以上
b　2,000万円未満500万円以上
c　500万円未満

11　入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12　入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の⑴から⑼までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
⑵　入札者が法令の規定に違反したとき。
⑶　入札者が連合して入札をしたとき。
⑷　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
⑸　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。
⑹　入札書が所定の日時までに到達しないとき。
⑺　指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑻　長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑼　納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき（機能証明書の審査を受け、合格しなかった場合を含む。）。
⑽　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。
⑾　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
⑿　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
⒀　入札書の首標金額が訂正されているとき。
⒁　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13　落札者の決定方法
⑴　長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14　その他
⑴　契約書の作成を要する。
⑵　この調達契約は、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
⑶　調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
⑷　その他、詳細は入札説明書による。

15　Summary
⑴　NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE ON LEASE:
Personal computers for telework：600
⑵　PERIOD OF LEASE:

January 1, 2021 through September 30, 2025

⑶ PLACE OF DELIVERY:
Please see attached information

⑷ TIME-LIMIT FOR THE SUBMISSION OF TENDER:
5:00 pm. September 17, 2020

⑸ Date and time for the opening of tender:
10:00 am. September 18, 2020

⑹ POINT OF CONTACT FOR TENDER DOCUMENTATION:
Information Technology Division,
General Affairs Department,
Nagasaki Prefectural Government,
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL　095-895-2233

一般競争入札の実施（公告）

電子申請システム等サーバ更新業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　一般競争入札に付する事項

⑴ 業務番号及び業務の名称
業務番号：02電庁委第９号
業 務 名：電子申請システム等サーバ更新業務委託

⑵ 業務の仕様等
入札説明書による。

⑶ 納入期限
令和３年３月19日

⑷ 納入場所
長崎県庁行政棟３階サーバ室

⑸ 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

⑴ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵ 令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑶ 一般競争入札の参加者の資格等（平成25年告示第325号）による長崎県総務部情報システム課が発注する情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を公告日現在で得ていること。

⑷ この公告の日から９の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

⑸ この公告の日から９の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

３　入札参加資格を得るための申請の方法等
前記２の⑶に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事

項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850－8570長崎市尾上町３番１号
（名称）長崎県総務部情報システム課
（電話）095－895－2235
（提出期限）令和２年９月９日
4　入札参加条件
当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
5　当該委託契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（住所）〒850－8570長崎市尾上町３番１号
（名称）長崎県総務部情報システム課
（電話）095－895－2235
6　契約条項を示す場所
５の部局等とする。
7　入札説明書の交付方法
（期間）この公告の日から令和２年９月９日までの間（県の休日を除く。）
（場所）５の部局等とする。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角２サイズ）及び切手（250円）を同封のうえ、５の部局まで送付すること（上記期限内必着とする。）。
8　入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
9　入札の提出場所及び受領期限等
（受領期限）令和２年９月15日　午後５時（必着）
（提出場所）長崎県総務部情報システム課
（提出方法）直接又は書留郵便により、受領期限内必着のこと。
10　開札の場所及び期日等
（場所）長崎県庁行政棟３階310会議室
（期日）令和２年９月16日　午前10時開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に５の部局に確認すること。
11　入札保証金及び契約保証金
⑴　入札保証金
見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の５以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の５以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ　開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上締結し、その内容を証明するもの（２件以上）を提出する場合
なお、県が定める規模とは次の３区分とする。
㋐　3,000万円以上
㋑　1,000万円以上3,000万円未満
㋒　1,000万円未満
⑵　契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ　開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契

約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

なお、県が定める規模とは次の３区分とする。

㋐　3,000万円以上

㋑　1,000万円以上3,000万円未満

㋒　1,000万円未満

12　入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の⑴から⑼までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

⑵　入札者が法令の規定に違反したとき。

⑶　入札者が連合して入札をしたとき。

⑷　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

⑸　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

⑹　入札書が所定の日時までに到達しないとき。

⑺　指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑻　長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑼　例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。

⑽　所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

⑾　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

⑿　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

⒀　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

⒁　入札書の首標金額が訂正されているとき。

⒂　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13　落札者の決定方法

⑴　長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14　その他

⑴　契約書の作成を要する。

⑵　この調達契約は、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

⑶　調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

⑷　その他、詳細は入札説明書による。

15　Summary

⑴　Nature and quantity of the services to be procured：
The server renewable of Electronic Application System

⑵　Contract fulfillment period:

March　19, 2021

⑶　Contract fulfillment place：
Serverroom,Administrative building 3rdFloor,Nagasaki Prefectural Government.

⑷　Time-limit for tender：
5:00 p.m. September 15, 2020

⑸　Date and time for the opening of tender：
10:00 a.m. September 16, 2020

⑹　Point of Contact：
Information Systems Division, General Affairs Department, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL 095-895-2235

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス松浦店
長崎県松浦市志佐町浦免字沖新田990番地　外５筆

⑵　届出者の氏名又は名称及び住所
芙蓉総合リース株式会社　代表取締役　辻田　泰徳
東京都千代田区麹町五丁目１番地１

⑶　変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）東京都千代田区神田三崎町三丁目３番23号
（変更後）東京都千代田区麹町五丁目１番地１

⑷　変更の年月日
令和２年６月１日

２　届出年月日
令和２年７月20日

３　関係書類の縦覧

⑴　縦覧期間
公告の日から４月間

⑵　縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び松浦市地域経済活性課

４　その他
法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ホームワイド溝陸店・ドラッグストアモリ大村溝陸店
　長崎県大村市溝陸町790外
⑵　届出者の氏名又は名称及び住所
　イオン九州株式会社　代表取締役　柴田　祐司
　福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号
⑶　変更した事項
　①　大規模小売店舗の名称
　　（変更前）スーパーワイドマート溝陸店・ドラッグストアモリ大村溝陸店
　　（変更後）ホームワイド溝陸店・ドラッグストアモリ大村溝陸店
　②　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
　　（変更前）イオン九州株式会社　代表取締役　岡澤　正章
　　（変更後）イオン九州株式会社　代表取締役　柴田　祐司
　③　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
　　（変更前）イオン九州株式会社　代表取締役　岡澤　正章
　　福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号
　　（変更後）イオン九州株式会社　代表取締役　柴田　祐司
　　福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号
　　株式会社ドラッグストアモリ　代表取締役　森　信
　　福岡県朝倉市一ツ木1148番地の１
⑷　変更の年月日
　①　平成26年６月５日
　②　平成26年５月22日
　③　平成26年５月22日　代表者の変更（イオン九州株式会社）
　　平成23年４月11日　入店（株式会社ドラッグストアモリ）
２　届出年月日
　令和２年７月16日
３　関係書類の縦覧
⑴　縦覧期間
　公告の日から４月間
⑵　縦覧場所
　長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課
４　その他
　法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　届出の概要
⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地
　イオン大村ショッピングセンター
　長崎県大村市幸町25番地200
⑵　届出者の氏名又は名称及び住所
　イオン九州株式会社　代表取締役　柴田　祐司
　福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号

⑶　変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）イオン九州株式会社　代表取締役　柴田　祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号
株式会社パレモ・ホールディングス　代表取締役　吉田　馨
愛知県稲沢市天池五反田町１番地
外　30店
（変更後）イオン九州株式会社　代表取締役　柴田　祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号
株式会社パレモ・ホールディングス　代表取締役　吉田　馨
愛知県名古屋市中村区名駅五丁目27番13号名駅錦橋ビル６階
外　30店
⑷　変更の年月日
令和元年８月31日　外
２　届出年月日
令和２年７月16日
３　関係書類の縦覧
⑴　縦覧期間
公告の日から４月間
⑵　縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課
４　その他
法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。
令和２年８月７日
長崎県知事　中村　法道
１　届出の概要
⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン大塔ショッピングセンター
長崎県佐世保市大塔町14番２　外５筆
⑵　届出者の氏名又は名称及び住所
大阪鋼管株式会社　代表取締役　坂根　毅
長崎県佐世保市針尾北町813番地１
⑶　変更した事項
①　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
（変更前）大阪鋼管株式会社　代表取締役　坂根　康伸
（変更後）大阪鋼管株式会社　代表取締役　坂根　毅
②　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）イオン九州株式会社　代表取締役　山口　聡一
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号
外　55店
（変更後）イオン九州株式会社　代表取締役　柴田　祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号
外　47店

⑷　変更の年月日
①　平成29年３月31日
②　平成27年８月20日　外
２　届出年月日
令和２年７月16日
３　関係書類の縦覧
⑴　縦覧期間
公告の日から４月間
⑵　縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課
４　その他
法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　届出の概要
⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン佐世保白岳ショッピングセンター
長崎県佐世保市白岳町50番１
⑵　届出者の氏名又は名称及び住所
イオン九州株式会社　代表取締役　柴田　祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号
⑶　変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）イオン九州株式会社　代表取締役　岡澤　正章
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号
（変更後）イオン九州株式会社　代表取締役　柴田　祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号
株式会社コーワペッツコーポレーション　代表取締役　服部　章平
愛知県あま市西今宿郷内二20番地
外　４店
⑷　変更の年月日
平成26年５月22日　外
２　届出年月日
令和２年７月16日
３　関係書類の縦覧
⑴　縦覧期間
公告の日から４月間
⑵　縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課
４　その他
法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理

由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン佐世保ショッピングセンター

長崎県佐世保市島瀬町10番９号

⑵　届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社　代表取締役　柴田　祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号

ファースト信託株式会社　代表取締役　畑山　邦雄

大阪府大阪市中央区瓦町二丁目４番７号

⑶　変更した事項

①　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオン九州株式会社　代表取締役　山口　聡一

（変更後）イオン九州株式会社　代表取締役　柴田　祐司

②　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオン九州株式会社　代表取締役　山口　聡一

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号

セガミメディクス株式会社　代表取締役　上原　俊二

大阪府大阪市中央区南船場二丁目７番30号

外　14店

（変更後）イオン九州株式会社　代表取締役　柴田　祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号

株式会社キャンパス　代表取締役　山本　長作

福岡県北九州市小倉南区下曽根一丁目14番19号

外　６店

⑷　変更の年月日

①　平成26年５月22日

②　平成25年８月31日　外

２　届出年月日

令和２年７月16日

３　関係書類の縦覧

⑴　縦覧期間

公告の日から４月間

⑵　縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

４　その他

法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン時津ショッピングセンター

長崎県西彼杵郡時津町浜田郷字札の元751－５

⑵　届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友信託銀行株式会社　代表取締役　橋本　勝

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

⑶　変更した事項

①　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三井住友信託銀行株式会社　代表取締役　常陰　均

（変更後）三井住友信託銀行株式会社　代表取締役　橋本　勝

②　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオン九州株式会社　代表取締役　山口　聡一

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号

外　８店

（変更後）イオン九州株式会社　代表取締役　柴田　祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号

外　８店

⑷　変更の年月日

①　平成28年10月１日

②　平成30年２月28日　外

２　届出年月日

令和２年７月16日

３　関係書類の縦覧

⑴　縦覧期間

公告の日から４月間

⑵　縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び時津町建設部産業振興課

４　その他

法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン東長崎ショッピングセンター

長崎県長崎市田中町1027番８　外

⑵　届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社伸容ビル　代表取締役　藤林　豊明
長崎県長崎市田中町1027番地８
⑶　変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）イオン九州株式会社　代表取締役　山口　聡一
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号
外　12店
（変更後）イオン九州株式会社　代表取締役　柴田　祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目９番11号
外　10店
⑷　変更の年月日
平成26年５月22日　外
２　届出年月日
令和２年７月16日
３　関係書類の縦覧
⑴　縦覧期間
公告の日から４月間
⑵　縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課
４　その他
法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の届出に対し、同法第８条第１項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第８条第３項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ミスターマックス時津ショッピングセンター
長崎県西彼杵郡時津町左底郷字坂口1832-１　外３筆
２　届出の概要
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
３　意見書の概要
⑴　意見書を提出した者
時津町長　吉田　義徳
⑵　意見書の内容
意見なし
４　関係書類の縦覧
⑴　縦覧期間
公告の日から１月間
⑵　縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び時津町建設部産業振興課

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。　令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第489号	肉骨粉	肉鶏骨粉	窒素全量 6.0% りん酸全量 11.5%	長崎県諫早市下大渡野町2041番地１	長崎油飼工業株式会社 代表取締役 本田　友宏	昭和47年６月24日	令和２年６月24日から令和８年６月23日

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鬼岳土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

就任役員 理事		退任役員 理事	
氏名	住所	氏名	住所
小林　茂俊	五島市向町1132番地１	小林　茂俊	五島市向町1132番地１
藤原　善昭	五島市下崎山町75番地	祝　　弘充	五島市長手町1123番地第１
大坪　千嘉夫	五島市下崎山町113番地	川上　喜良	五島市下崎山町56番地
七里　智幸	五島市下崎山町248番地２	白岩　千佳夫	五島市下崎山町1001番地１
山端　正幸	五島市下崎山町314番地２	白濵　七勇	五島市下崎山町260番地
道脇　実喜夫	五島市長手町239番地４	山口　和行	五島市向町2411番地
就任役員 監事		退任役員 監事	
山下　富雄	五島市下崎山町15番地	小林　伍市	五島市向町1114番地
才津　徳教	五島市長手町88番地	道脇　実喜夫	五島市長手町239番地４

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款変更（平成31年３月19日総会議決）を認可した。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

土地改良区名　　箱崎干拓土地改良区
認可年月日　　令和２年７月28日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和２年３月30日総会議決）を認可した。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

土地改良区名　　大宝土地改良区
認可年月日　　令和２年７月29日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和２年３月28日総会議決）を認可した。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

土地改良区名　　牟田土地改良区
認可年月日　　令和２年７月30日

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定に基づき、鐙瀬地区県営土地改良事業（区画整理工）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第６項で準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　縦覧に供すべき書類の名称
　鐙瀬地区県営土地改良事業変更計画書（区画整理工）
２　縦覧期間
　令和２年８月７日から令和２年９月７日まで
３　縦覧場所
　五島市役所　農林課

採石業務管理者試験（公告）

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第１項の規定により、第49回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

１　試験の実施期日
　令和２年10月９日（金）　午前10時から午前12時まで
　※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更することがあります。
２　試験の実施場所
　長崎市尾上町３－１
　県庁３階307会議室
　※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更することがあります。
３　受験資格
　制限無し
４　試験科目
　⑴　岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
　⑵　岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
５　受験願書等の配布場所

土木部監理課、各振興局建設部、各土木維持管理事務所

6　受験願書の提出期間及び提出先

提出期間　令和２年９月２日（水）から９月16日（水）まで

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更することがあります。

提出先　　長崎県土木部監理課砂利・採石業指導班（〒850 －8570　長崎市尾上町３－１）

7　受験手数料

8,100円（受験願書に長崎県収入証紙を貼り付けて納付すること）

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和２年８月７日

長崎県知事　中村　法道

1　一般競争入札に付する事項

⑴　購入物品及び数量

①	２入札第90号	サージカルマスク①	1,500,000枚
②	２入札第91号	サージカルマスク②	1,000,000枚
③	２入札第92号	サージカルマスク③	1,500,000枚
④	２入札第93号	サージカルマスク④	1,500,000枚

⑵　購入物品の特質等

仕様書による。

⑶　納入期限

①　令和２年10月16日

②　令和２年10月23日

③　令和２年10月30日

④　令和２年11月30日

⑷　納入場所及び条件

仕様書による。

⑸　入札の方法

前記⑴の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑶　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

⑷　この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

⑸　この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3　入札参加資格を得るための申請の方法等

２の⑶に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合先
（名称）長崎県出納局物品管理室
（住所）〒850－8570 長崎市尾上町３－１
（電話）095－895－2884
（提出期限）令和２年８月21日　17時00分

4　当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（住所）〒850－8570　長崎市尾上町３－１
（名称）長崎県出納局物品管理室
（電話）095－895－2881

5　契約条項を示す場所
４の部局等とする。

6　入札説明書の交付方法
長崎県出納局物品管理室ホームページ上（https://treasury.pref.nagasaki.jp/）において、掲載する。

7　一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
（提出場所）長崎県出納局物品管理室
（提出期限）令和２年９月15日　17時00分

8　応札品承認願の提出場所及び提出期限
（提出場所）長崎県出納局物品管理室
（提出期限）令和２年９月４日　17時00分

9　入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨

10　入札の場所及び期日等
（場所）長崎県庁行政棟１階入札室
（期日）令和２年９月16日　①10時00分開始
②10時20分開始
③10時40分開始
④11時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に４の部局に確認すること。
（郵送による場合の入札書の受領期限等）
（受領期限）令和２年９月15日　17時00分（必着）
（提出先）長崎県出納局物品管理室
（その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

11　入札保証金及び契約保証金
⑴　入札保証金
免除する。
⑵　契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ　入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

12　入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13　入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の⑴から⑽までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、⑺及び⑮から⑲までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
⑵　一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
⑶　入札者が法令の規定に違反したとき。
⑷　入札者が連合して入札をしたとき。
⑸　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
⑹　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。
⑺　入札書が所定の日時までに到達しないとき。
⑻　指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑼　長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑽　応札品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
⑾　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。
⑿　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
⒀　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
⒁　入札書に記載された金額が訂正されているとき。
⒂　入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
⒃　代理人が入札したとき。
⒄　外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
⒅　内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
⒆　内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
⒇　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14　落札者の決定方法

⑴　長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15　その他

⑴　契約書の作成を要する。
⑵　この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書４に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
⑶　調達手続の停止等
　この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
⑷　その他、詳細は入札説明書による。

16　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be purchased：
　①　Surgical mask ①，1.5 million pieces
　②　Surgical mask ②，1 million pieces
　③　Surgical mask ③，1.5 million pieces
　④　Surgical mask ④，1.5 million pieces
⑵　Delivery period:

① October 16, 2020
② October 23, 2020
③ October 30, 2020
④ November 30, 2020

⑶ Delivery place:
Seihi Public Health Center Nagasaki Prefecture

⑷ Time-limit for tender by registered mail：
5:00 p.m. September 15, 2020

⑸ Date and time for the opening of tenders:
①10:00 a.m. September 16, 2020
②10:20 a.m. September 16, 2020
③10:40 a.m. September 16, 2020
④11:00 a.m. September 16, 2020

⑹ Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL．095－895－2881

正　　誤

令和２年３月31日付け長崎県公報号外⑹中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
13	11	「同項第５項」	「同項第５号」

令和２年３月31日付け長崎県公報第10910号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
671	43	行なわない	行わない
〃	44	行なわない	行わない
〃	45	行なう	行う
〃	46	行なう	行う
672	8	（改正後）　帰すこと	（改正後）　帰すこと
〃	〃	（改正前）　帰すこと	（改正前）　帰すること
〃	26	第44条	第45条
〃	〃	第43条	第43条
〃	38	（改正後）　以下同じ）	（改正後）　以下同じ。）
〃	45	（改正後）　発注者	（改正後）　契約担任者
〃	〃	（改正前）　発注者	（改正前）　発注者
〃	53	（改正後）　ならない	（改正後）　ならない。
673	１から２	（改正後）　もの）	（改正後）　もの。）
〃	〃	（改正前）　もの）	（改正前）　もの）

〃	3	（改正後）　ならない。	（改正後）　ならない
〃	4	除く）	除く。）。
〃	9	（改正後）　開始日	（改正後）　開始の日
〃	〃	（改正前）　開始日	（改正前）　開始の日
〃	16	（改正後）　書面をもつてそ	（改正後）　書面をもってそ
〃	〃	（改正前）　書面をもつてそ	（改正前）　そ
〃	20	（改正前）　６及び７	（改正前）　６及び７　略
〃	26	（改正後）　上	（改正後）　上
〃	〃	（改正前）　上	（改正前）　うえ
〃	36	報告	報告
〃	37	通知	通知
〃	42	（改正後）　引渡し	（改正後）　引渡し
〃	〃	（改正前）　引渡し	（改正前）　引き渡し
〃	43	（改正後）　品質若しくは規格	（改正後）　品質、規格
〃	〃	（改正前）　品質若しくは規格	（改正前）　品質若しくは規格
〃	45	（改正後）　使用　を	（改正後）　使用を
〃	〃	（改正前）　使用　を	（改正前）　使用を
〃	49	（改正後）　改造義務及び破壊検査等	（改正後）　改造義務及び破壊検査等
〃	〃	（改正前）　改造義務及び破壊検査等	（改正前）　改造義務、破壊検査等
674	7	（改正後）　承諾を得て	（改正後）　承諾を得て
〃	〃	（改正前）　承諾を得て	（改正前）　同意を得て
〃	21	（改正後）　検査職員に提出し	（改正後）　検査職員に提出し
〃	〃	（改正前）　検査職員に提出し	（改正前）　検査員に提出し
675	7	（改正後）　しなかつた	（改正後）　しなかった
〃	〃	（改正前）　しなかつた	（改正前）　しなかった
〃	27	（改正後）　しなかつた	（改正後）　しなかった
〃	〃	（改正前）　しなかつた	（改正前）　しなかった
〃	30	（改正後）　できる	（改正後）　できる。
〃	〃	（改正前）　できる	（改正前）　できる。
〃	38	（改正後）　第37条第２項	（改正後）　第38条第２項
〃	〃	（改正前）　第37条第２項	（改正前）　第37条第２項
〃	43	（改正後）　契約担任者と受注者	（改正後）　契約担任者と受注者
〃	〃	（改正前）　契約担任者と受注者	（改正前）　契約担任者及び受注者

676	2	（改正前）　の通知	（改正前）　の規定による通知
〃	8	（改正後）　前金払い	（改正後）　前金払
〃	〃	（改正前）　前金払い	（改正前）　前金払
677	6	（改正後）　事由	（改正後）　事由
〃	〃	（改正前）　事由	（改正前）　理由
〃	10	（改正前）　その損害を	（改正前）　受注者がその損害を
〃	11	（改正後）　その損害（第54条第１項の規定により付された保険等	（改正後）　その損害（第54条第１項の規定により付された保険等
〃	〃	（改正前）　その損害（第49条第１項の規定により付された保険等	（改正前）　その損害
〃	12	（改正後）　によりてん補された部分を除く。）のうち	（改正後）　によりてん補された部分を除く。）のうち
〃	〃	（改正前）　によりてん補された部分を除く。）のうち	（改正前）　のうち
〃	13	（改正後）　事由	（改正後）　事由
〃	〃	（改正前）　事由	（改正前）　理由
〃	21	（改正後）　てん補された部分	（改正後）　てん補された部分
〃	〃	（改正前）　てん補された部分	（改正前）　てん補されるもの
〃	23	（改正後）　もつて	（改正後）　もって
〃	〃	（改正前）　もつて	（改正前）　もって
〃	26	（改正後）　あつた	（改正後）　あった
〃	〃	（改正前）　あつた	（改正前）　あった
〃	40	目的物の補修	目的物の修補
678	1	知つた	知った
〃	2	もつて	もって
〃	13	（改正後）　、請求等をすることができ	（改正後）　、請求等をすることができ
〃	〃	（改正前）　適用しない	（改正前）　、適用しない
〃	14	しなかつた	しなかった
〃	15	しなかつた	しなかった
〃	46	（改正後）　だし書き	（改正後）　だし書
〃	〃	（改正前）　だし書き	（改正前）　だし書
679	13	様式第８号の５中「第38条」を「第39条」に	様式第８号の５中「原契約書４中」を「原契約書５中」に、「原契約書５中」を「原契約書６中」に、「原契約書６中」を「原契約書７中」に、「第38条」を「第39条」に
〃	14	「第34条」を「第35条」に、「年2.7パーセ	「第34条」を「第35条」に、「受領済みの中

		ント」を	間前払金を差し引いた額」を「受領済みの中間前払金額を差し引いた額」に、「年2.7パーセント」を
〃	15	セント」に、「第38条中「　回」」を「第39条中「　回」」に、「第42条」を	セント」に、「機械器具の賃貸料」を「機械器具の賃借料」に、「第38条中「　回」」を「第39条中「　回」」に、「(債務負担行為に契約の中間前金払の特則の変更)」を「(債務負担行為に係る契約の中間前金払の特則の変更)」に、「第42条」を
〃	17	負担行為に係る契約において」に改める。	負担行為に係る契約において」に、「第38条第６項」を「第39条第６項」に改める。
〃	18	「第38条中」を「第39条中」に、「第42条」を	「第38条中」を「第39条中」に、「(債務負担行為に契約の中間前金払の特則の変更)」を「(債務負担行為に係る契約の中間前金払の特則の変更)」に、「第42条」を
680	22	「契約担任者名」	「契約担任者」
681	7	「第35条」を「第36条」に改め、	「第35条」を「第36条」に、「工事完成通知書」を「修補完了届」に改め、
682	1	第２項によりの	第２項により
〃	30	((第41条	(第41条
684	22	「第42条の２」	「第41条の２」

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二二一四
印刷所　長崎市樺島町八番十二号　株式会社クイックプリント
印刷人　寺田宏弥